

外 事 第 1 号

平成31年4月1日

生活安全部内所属長
刑事部内所属長
交通部内所属長 殿
警備部内所属長
各 警 察 署 長

警 備 部 長

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行について（通知）

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号。以下「改正法」という。）が、平成30年12月14日に公布され（別添1及び別添2参照）、平成31年4月1日から施行される。改正法の施行により、法務省の外局として出入国在留管理庁が設置される（改正後の法務省設置法（平成11年法律第93号）第26条）とともに、新たな外国人材受入れのための在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設される。改正法の規定のうち、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）違反事件の取締りに関わる部分等の概要については、下記のとおりであるので了知されたい。

記

1 在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設（法別表第1の2関係）

(1) 特定技能1号

人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動を対象とするもの。

なお、「外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野」については、法務省令で定めることとされているところ、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の計14分野において、特定技能1号の在留資格に基づく新たな外国人材の受入れが予定されている。

(2) 特定技能2号

人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する熟練した技能を必要とする業務に従事する活動を対象とするもの。現在、建設、造船・舶用工業の計2分野において、特定技能2号の在留資格に基づく新たな外国人材の受入れが予定されている。

2 特定技能所属機関及び登録支援機関に関する規定の整備

(1) 特定技能所属機関

特定技能1号又は特定技能2号の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）との雇用契約（以下「特定技能雇用契約」という。）の相手方である本邦の公私の機関をいう（法第19条の18）。すなわち、特定技能外国人の受入れを行う機関である。

特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格を有する外国人に対し、支援計画に基づく支援を行わなければならないとされている（法第19条の22第1項）ところ、契約により他の者に支援業務の全部又は一部の実施を委託することができるとされている（同条第2項）。

(2) 登録支援機関

特定技能所属機関から委託を受けて、特定技能1号の在留資格を有する外国人に対する支援業務を行う者で、出入国在留管理庁長官による登録を受けたものをいう（法第19条の23、第19条の27）。

3 罰則の整備

(1) 出入国在留管理庁長官による特定技能所属機関に対する改善命令（法第71条の3及び第19条の21関係）

出入国在留管理庁長官は、特定技能雇用契約の適正な履行等、法第19条の19各号に掲げる事項が確保されていないと認めるときは、特定技能所属機関に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるとされており、当該処分に違反した特定技能所属機関に対する罰則規定が新設される。

(2) 特定技能所属機関による出入国在留管理庁長官に対する届出（法第71条の4第1号及び第19条の18関係）

特定技能所属機関は、特定技能雇用契約の変更をしたときや特定技能契約が終了したときなどには、その旨及び法務省令で定める事項（法第19条の18第1項第1号）を、また、これらの届出をする場合を除くほか、受入れを行う特定技能外国人の氏名、活動内容等の事項（同条第2項第1号）を、それぞれ出入国在留管理庁長官に届け出なければならないとされており、これらの届出義務に違反した特定技能所属機関に対する罰則規定が新設される。

(3) 出入国在留管理庁長官による特定技能所属機関又はその役職員に対する報告徴収等（法第71条の4第2号及び第19条の20関係）

出入国在留管理庁長官は、特定技能所属機関又はその役職員に対し、特定技能雇用契約の適正な履行等、法第19条の19各号に掲げる事項を確保するため必要な限度において、報告徴収等を行うことができるとされており、これらの報告徴収等に応じず、又は虚偽の報告をするなどした者に対する罰則規定が新設される。

(4) 両罰規定（法第76条の2関係）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前記(1)から(3)までに記載した罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科する旨が法第76条の2（両罰規定）に追加される。

4 その他の規定

(1) 基本方針に関する規定の整備（法第2条の3関係）

政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（平成30年12月25日閣議決定。別添3。）を定めなければならないこととされた。

(2) 分野別運用方針に関する規定の整備（法第2条の4関係）

法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（平成30年12月25日閣議決定。別添4。）を定めなければならないこととされた。

担当：外 事 課 事 件 係
組織犯罪対策課国際犯罪対策係

別添1～4省略